

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 818,576 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和5年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源			
			特 定 財 源				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他					
民 生 費	社会福祉費	361,465	93,728	51,696	7,700	55,126	153,215	21,567			
	老人福祉費	53,549		241		22,761	30,547	4,299			
	児童福祉費	115,711	39,814	10,115		14,039	51,743	7,283			
	小 計	530,725	133,542	62,052	7,700	91,926	235,505	33,149			
衛 生 費	保健衛生費	287,851	1,025	3,497	25,700	66,879	190,750	26,850			
合 計		818,576	134,567	65,549	33,400	158,805	426,255	59,999			

※経費区分については、令和5年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。